

第 7 9 回定例会

伊 方 町 議 会 会 議 録

NO. 1

令和6年12月12日 開会

伊方町議会

第 79 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 6 年 12 月 12 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	12 月 12 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 安堂 廣道 2 番 田村 義孝 3 番 加藤 智明 4 番 高月 芳人 5 番 木嶋 英幸 6 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 瀬 戸 支 所 長 三好 要 建 設 課 長 辻 龍彦 会 計 管 理 者 三好 利文 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教育委員会事務局長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 中 央 公 民 館 長 山本 宏貴
町長提出の項目	議案第 87 号 町長の専決処分事項報告について （令和 6 年度伊方町一般会計補正予算(第 5 号)） 議案第 88 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第 89 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 90 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 91 号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 92 号 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について 議案第 93 号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第 94 号 伊方町地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 95 号 伊方町土地開発基金条例を廃止する条例制定について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	1 番 安堂廣道議員	2 番 田村義孝議員

伊方町議会第79回定例会議事日程（第1号）

令和6年12月12日(木)
午前10時00分 開 議

1 開 会 宣 告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 議席の変更及び指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」

第 5 議長の常任委員会委員辞任の件

第 6 常任委員会委員の選任

第 7 一般質問

第 8 町長の専決処分事項報告について
(令和6年度伊方町一般会計補正予算(第5号)) (議案第87号)

第 9 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について (議案第88号)

第10 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て (議案第89号)

第11 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第90号)

第12 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例制定について (議案第91号)

第13 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について (議案第92号)

第14 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例制定について (議案第93号)

第15 伊方町地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条一部
を改正する条例制定について (議案第94号)

第16 伊方町土地開発基金条例を廃止する条例制定について (議案第95号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10 時 00 分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第 79 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は 14 名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、伊方町議会第 79 回定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。安堂議員におかれましては初の定例会となりますが、今後のご活躍をお祈り申し上げます。また、今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、私にとりましても、再選後初の定例会となります。議会をはじめ、職員や町民の皆様、また、全ての関係者の皆様と共に、ふるさと伊方町のまちづくりにしっかりと取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、私が進めてまいります、3 期目の町政運営に対する所信の一端につきまして、申し述べさせていただきます。

8 年前、当時まだ合併前の旧町意識が残っている中、少しでもこの垣根を取り払いたいという思いと、いくたびかの選挙によって町内が分断されていた状況から、融和と発展をスローガンに掲げ私の 1 期目がスタートいたしました。おかげ様で、議会をはじめ、関係者の皆様、そして、何よりも、町民の皆様方のお力添えをいただき、融和という意味では、ある程度の成果が得られたのではないかと思います。

そして、2 期目を迎えるにあたりましては、融和を発展に結び付けなければとの思いから、未来への責任をスローガンに掲げ、人口減少対策や農林漁業、観光、原子力発電所対策など、様々な課題に対して、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大や亀ヶ池温泉の焼失など、予期せぬ事態の対応に追われたこともあり、まだまだやり残したことがあるという思いから、3 期目を目指すにあたり、引き続き未来への責任を掲げ、山積する課題に全力で取り組む決意を固めた次第でございます。このため、これまでの成果と課題をしっかりと検証し、今後策定する伊方町第 3 次総合計画に反映させ、その計画を実行に移してまいりたいと考えており、とりわけ、町の喫緊の課題である人口減少対策と防災対策を軸に、様々な事業を展開してまいります。

具体的に、町の基幹産業である農業については、後継者の育成と新規就業者の確保が急務となっており、安定した生産体制の整備と農家所得の向上を図るため、引き続き、共選広域化への支援や

町内の柑橘加工施設の整備について検討してまいります。水産業については、昨年策定した伊方町水産業振興計画に基づき、水産業を環境変化に強く、活気ある持続可能な産業にするため、漁獲量の減少を補う加工品開発と販路拡大への支援等に取り組んでまいります。

福祉政策につきましては、引き続き町内で子どもを産み、安心して育てていける環境を作るため様々な子育て支援や高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる環境を作るため、道半ばであります集落のグループホーム化を推進してまいります。

観光の分野においては、昨年、佐田岬半島ミュージアムのオープンや亀ヶ池温泉のリニューアルなど、新たな観光施設の充実に努めました。今後は、瀬戸アグリトピア宿泊棟の改修と運営支援に努めると共に、佐田岬観光公社と連携し、佐田岬半島が持つ豊かな自然を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

教育の分野におきましては、今後、学校再編が進んでまいりますので、児童・生徒にとって、より良い学校環境づくりに努めると共に、老朽化した学校施設の改修や通学支援を行うなど、更なる教育環境の充実に努めます。また現在、町民グラウンドの新たな活用方針について検討しており多世代でスポーツを楽しむことができ、住民の交流や繋がり場として、誰からも親しまれるような施設整備に努めてまいります。

防災対策については、本年は能登半島地震に始まり、その後、県内でも最大震度6弱の揺れを経験したことなどから、各家庭での備蓄対策や生活用水確保対策、家具の固定化支援などを行ってきました。また、8月には、運用開始後初となる、南海トラフ地震臨時情報の発表により1週間の緊張状態を経験するなど、改めて、南海トラフ地震は必ず起きることを前提に対策を講じる必要があると感じた次第でございます。特に本町は、原子力発電所が立地していることから、多様な避難手段を確保する必要があります。このため、ヘリポートの整備や高規格道路の伊方方面への延伸要望更には、豊予海峡ルートの実現に向けて声を上げていきたいと考えております。

最後に、原子力発電所対策についてです。伊方3号機は今月15日に運転開始から30年が経過します。いわゆる高経年化炉に該当することから、四国電力では法に基づき、安全機能を有する機器や構造物等について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、今後10年間に実施すべき長期的な施設管理に関する方針を取り纏め、昨年11月に国へ申請しました。これを受けて原子力規制委員会が約1年をかけて審査を行い、本年10月に認可されたところでございます。

国の審査内容については、先月開催された、原子力発電対策特別委員会において、原子力規制庁から説明があったとおりでございますが、町としましては、四国電力に対して、今後、国内外で得られた新たな知見に適切に対応すること、日々の保全活動を確実に実施すること、更に、経年劣化の兆候が見られた機器については積極的に交換することなど、徹底した安全対策を求めたところでございます。今後も伊方発電所の運転にあたっては、安全への不断の追求と徹底した情報提供を求めるなど、住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

以上、私が考えます所信の一端について、申し述べさせていただきましたが、今後とも就任当初の初心を忘れず、町が持っている無限の可能性と町が抱えている様々な課題解決に、全力で取り組

むことにより未来への責任をしっかりと果たしてまいる所存でございますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件は、

- ・予算の専決 1件
- ・条例制定 8件
- ・補正予算 6件
- ・その他 6件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

議席の変更及び指定

○議長（菊池隼人） 日程第1「議席の変更及び指定」を行います。

今回、新たに当選された安堂廣道議員の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、只今着席のとおり、議席を変更します。安堂廣道議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番に指定します。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 安堂廣道議員、2番 田村義孝議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第4「諸般の報告」を行います。

お手許に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、慶事報告をいたします。

四国地区町村議会議長会表彰であります。

議会事務局長に報告させます。

○事務局長（菊池暁彦） ご報告いたします。

この表彰は、四国地区町村議会議長会表彰規程に基づき、19年以上在職し、功労のあった議員に対し表彰されるもので、菊池隼人議長が表彰を受けられましたので、ご報告いたします。

今後益々のご活躍を祈念申し上げ、慶事報告を終わります。

○議長（菊池隼人） 以上で諸般の報告を終わります。

議事の都合により、副議長と交代いたします。

議長の常任委員会委員辞任の件

○副議長（福島大朝） 日程第5「議長の常任委員会委員辞任の件」を議題といたします。

菊池隼人議長は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

菊池隼人議長から、今回、新たに当選された安堂廣道議員の常任委員会委員の選任に関連し、総務文教厚生常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件を申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。（「異議なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、菊池隼人議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

菊池隼人議長の入場を求めます。

お伝えいたします。只今、議会において、菊池隼人議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長と交代いたします。

常任委員会委員の選任

○議長（菊池隼人） 日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において、総務文教厚生常任委員会委員に安堂廣道議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員会委員に安堂廣道議員を選任することに決定しました。

一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第7「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、田村義孝議員、加藤智明議員、木嶋英幸の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し1つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、末光勝幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。第79回の定例会で、3期目を迎えた高門町政の初の議会で、最初の質問となることを大変光栄に思っておりますので、よろしくご答案お願いいたします。それでは、大綱1の質問をさせていただきます。

大綱1「総合社会福祉センターの整備について」

現在、町民・市民が最も必要とするサービスは福祉だと拝察します。社会福祉の拠点として、福祉に関する情報の提供相談、研修などを行うと共に、各種の行事または集会に必要なスペースを提供することを目的として土日祝日も利用できるセンターというか、会館が県内にも多数整備されています。それに加えて、高齢者や障がい者の雇用の場として、また、障がい者の方々の作った品々の販売拠点ともなって、色々と活用されています。

町内には保健福祉課、長寿介護課、保健センター社会福祉協議会、包括支援センター、デイサービスセンターなどの社会福祉に関係する組織がありますが、それぞれ分散して所在し、利便性はありません。現在の伊方庁舎の建設の際には、総合的な部署を設置する計画もあったと聞き及んでいます。最近では介護施設や障がい者のグループホームを建設するにあたり、町民にワンストップサービスを提供するため湊浦地区に集約するという計画もありました。それらは川永田地区に建設及び建設予定であります。愛媛県内でも西条市をはじめ、素晴らしい総合福祉センターが整備されています。

伊方町におきましても、社会福祉協議会を中心に総合福祉センター（会館）が整備されると、町民の福祉に関する利便性が大幅に改善され、そこに集い、コミュニティ活動の場としても利用でき伊方町の活性化に大いに寄与するものだと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「総合社会福祉センターの整備について」のご質問にお答えいたします。

本町の福祉を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、65歳以上の割合が50%を

超える限界集落が 26 地区に及ぶなど、集落の小規模化・高齢化が進み、住民間の交流の希薄化による集落機能の低下も著しく、各地域におきましては、相互扶助により人々の暮らしを支え合うことが困難な状況となっております。このような中、町では令和 2 年 4 月に伊方町福祉のあり方検討委員会を設置して、福祉に関わる制度や施策の現状と課題を抽出し、高齢者、障がい者、児童等の縦割りの弊害をなくすため、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点のあり方などを検討してきました。

その後、この検討委員会の提案を受け、令和 4 年 4 月からは伊方町社会福祉協議会、伊方社会福祉協会つわぶき荘及び伊方福祉会ワークいかたの 3 事業者と一緒に勉強会を開催して、福祉施設利用者の需要や先を見据えた計画について深掘りし、町民にとって利用しやすい最善の施設について検討を重ねたところでございます。この勉強会では、総合福祉センターにつきまして、認知症グループホームやデイサービスセンター等を整備する他、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、中央保健センター及び社会福祉協議会を移設し、包括的窓口を設置すること」などの方針を打ち出しましたが、建設費が 5 階建ての場合約 22 億円、4 階建てでも 17 億円と高額になることが判明したことから、施設整備を見合わせることにしました。

そこで、各施設の緊急性や需要を考慮して再検討した結果、総合福祉センターとしての整備ではなく、早急に必要とされている認知症グループホームを、単独もしくは併設で整備すべきである。デイサービスについては、利用者の声や運用面から当面の間は現状のままとし、老朽化等による建て替えの際に利便性・安全性の観点から、改めて複合施設として整備する必要があるかを検討する。その他の施設については、状況を見ながら必要性等を検討するとの結論に至ったところでございます。従いまして、ご質問の総合社会福祉センターの整備につきましては、将来の課題として捉えておりますが、議員ご指摘のとおり、町民の利便性向上のためには、社会福祉に関連する組織の集約の必要性は十分認識しているところでございます。

今後とも、町では、社会福祉を所管する各課・センターとデイサービスや訪問介護を担う社会福祉協議会等が連携して、町民が利用しやすい施設や機能について検討を重ね、町民の社会福祉の向上とコミュニティの活性化に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、末光議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） この議場に上がる前に、委員会で伊方町の現在の人口と世帯数を見てまいりましたが、7,790 人に減っております。また、世帯数は 4,269 世帯ということでありました。2060 年にはこの伊方町の人口が 1,898 人になるという県の予測があります。

そういった中で、ハード面の整備をしていくのは、ある程度のリスクが伴うものだと思っております。いたずらに高額な建物を建てるのが良いというものではないという時代に入ったのでは

ないかなと思っております。岡山県の美咲町というところがありますけど、こちらはもう新しい建物を一切造らないという方針で取り組んでおる町もあります。

そういうことで、先程町長の答弁にありましたけども、多額の 17 億円とか 20 億円とかそういった額のもが予想されるということで、一時立ち止まってということで、緊急に必要とされる障がい者のグループホーム等々につきましては着工されております。しかし、特養施設におきましても 2 ユニット 18 人、グループホームにおきましても僅か 10 人しか対象にならない。そういう方々に、温かい手を差し伸べるということも非常に大事なことだと思います。けれど、ちょっと湊浦地区に施設が固まってしまうかもしれませんけれど、伊方町を歩いてみて、平日はあまり人が歩いていないんですよね。ということは、いわゆる行きたい施設がない、整備されていないというふうな感じを私は持っております。高齢化、50%が 65 歳以上の年配の人であるという事情もありますけども、もう少し住民の方々が活発に動ける町であれば良いかなと思っております。

町長の最初のご挨拶にありましたけども、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるグループホームというようなテーマでお話をされておりましたけども、そういったものの受け皿が今のところ整備されていない。例えば、必ずしもよその市町村が良いというわけではございませんけど、最初の質問に取り入れえました西条市の総合福祉センターなんかは物凄く立派で、温水プールで歩行訓練もできる、あるいはトレーニングができる、そういった素晴らしい施設ができております。宇和島市でも、高速道路を降りますと、立派な 6 階建てのビルがあって、八幡市は古いですが、元地方局の後を利用して、障がい者の方が色々できる施設ということで、何か色々生産されたり、会合が頻繁にあるということで、一種の拠点を置いて、生きがい作りというものを作られている市町村が多いと思います。現在、残念ながら伊方町におきましては、そのような施設が、デイサービスはありますけども、高齢者、障がい者の方を含めて、町民の方が生きがいを持って暮らせる楽しいまちづくりが、ちょっと欠けているのではないかなというふうな印象を持っております。

そのようなことで、例えば、若干ずれますけども、西予市の三瓶町なんかは、中心地にあるホテルが倒産をして、それを西予市が購入をして指定管理者として営業を続けて、町が歯抜けにならないように、できるだけ市街地の活性化を続けていこうじゃないかというような動きもありました。伊方町におきましても、できれば、活用すれば良いのではないかなという建物が若干あります、高齢者施設も含めて。宇和島市の三間町にも、中学校か小学校かの跡地か分かりませんが、もみの木という、そこを利用して保育所から高齢者まで集うような施設が、そこを拠点に楽しいまちづくりをされている事例もあります。そのような施設をできれば、先程もお話しておりました何十億円という施設じゃなくて、今もう使われていない施設を利用して、町民の集える場を作るといったようなことができないものかなということを常々考えておりますので、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 前向きなご指摘、ありがとうございました。

今後の町の動きに関するところはたくさんございます。伊方町の弱点の1つに、地勢的な部分があるんだろうというふうに思います。湊浦、それから、三机、三崎、大江があるんですけども、中々そこに人が集まりにくい地勢的なことも考えていかなければならない。他の例えば、三瓶なんかは三瓶中心部に人が集まっている、同じ原発の立地町で玄海町も行きましたけれども、あそこは中心部に1番遠いところで、15分ぐらいで行ける。だから、学校もすぐ1つにできたというふうなこともっております。

理想とするところは議員仰るとおり、そういった拠点拠点に人が集まって、賑わっていただいて、生き生きと暮らしていただける、そういったところを目指していきたいと思っております。

公共施設で空いている部分を活用する、あるいは、湊浦地区には、議員ご指摘のとおり、民間の例えば、ホテルが営業を辞めて、長らくその状態のままであるという部分もございます。中々それを再活用するというのは難しい部分もありますけれども、民間の知恵も借りながら、そういった施設を再活用する方策というのは、今後とも、続けてまいりたいと思っております。

議員ご承知のとおり、水ヶ浦小学校でございますとか、三崎町の役場の旧町長室でありますとか、そういったところも活用ができておるわけでございます。なるべく無駄なスペースがないように、様々な工夫を重ねながら、福祉、それから、教育、様々な町民が集まって賑わいが持てるような場所というのは、私も常日頃から考えておりますし、今後とも検討を重ねてまいりたいと思っております。ぜひ議員の皆様方にも具体的なご提案がございましたら、仰っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 西暦2000年に介護保険制度が成立いたしまして、現在690万人の在宅高齢者の支援を受けている方がございます。それで、伊方町におきましては要介護者が1から5級まで609人、要支援が1から2級で254人、合計863人、若干ずれはあるかと思いますが、このような状況になっておると思えます。

また、障害者手帳を持っておられる方は、町内で496人おられますけれども、これも若干年度のずれがあらうかと思いますが、そのうち、精神的なものが約70人はいておられるということで高齢者とか障がい者の方、あるいはそういった手帳を持たれている方、非常に人口の比からしたら比較的多いのではないかなとは思っております。

最初の再質問のところでも言いましたけれども、色んな町に行きますと、障がい者の方が作った商品を売っているコーナーがあるわけですね。この前、社会福祉の人権の時とか、社会福祉大

会の時にも、昼休みとかを利用して、作られた作品を買っていただくというのはままありますけども、それだけでは中々障がい者とか、ああいう生産をしている方が十分に自分の作ったものを販売できないのではないかと考えています。そういったもの、売れたものをできれば整理していただきたいというのが私の強い思いなわけでございます。

全体的に古い建物を使用したいというか、買い足してまちの活性化というふうなところもお話をさせてもらいました。本意は、中古のものも使って、あるいは、高齢者の方が生き生きと働き暮らせる、そういったまちを実現していただきたいというふうに思っておるわけでございます。

私も父親が湊浦出身でございまして、その湊浦地区の話をして申し訳ないんですけど、先程お話にありました、ホテルの近辺は、以前、郵便局もありました。それから、現在は銀行がありますけども、戦前は井上商店といって、伊方で1番大きな店だったとはよく聞いております。そのようなことで、貧しい時期にもそういった華やかな時期というか、町民が、あるいは、当時は村民であったと思いますけど、憩える場所が整備されているということでもあります。

現在、よその市町村と比べると、どちらかと言うと豊かな伊方町でありますので、ぜひともその豊かな財源を利用して、町民が本当に幸せを感じられるように、力強く整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） テレビで、松前町が町役場のロビーを利用して、障がい者の方が描いた絵でありますとか作品を展示して、絵なんかをレンタルしたり販売したりという取組みを始めたというのを聞いて、素晴らしい取組みだなというふうに感じております。ご提言をいただきましたので、伊方町でもぜひ検討してまいりたいと思っております。

2点目のそういったホテルも含めて、豊かな財源というのは、もうそういうのは使えない言葉なんじゃないかなというふうには思っていますけれども、財政力指数でいくともう伊方町が0.5の町になってございます。先輩方のおかげで、まだまだ基金として残していただいている部分がありますけれども、有効にそれらは使ってまいりたいと思っております。それを後押しするのにも必要な部分には思い切った財源の投入、しかしながら、一方では少なくする部分も考えながら、何が伊方町にとって大事なのかというのをしっかりと見極めて財政、行政の運営をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告に従って、一般質問をさせていただきます。

大綱 1「町有施設の民間活用提案に対する評価、検証について」

第二期高門町政では「未来への責任」をスローガンに掲げ、重要施策の 1 つとして、人口減少対策に取り組んできたと理解しております。

人口減少対策では、働く場所の確保と住環境の整備ということで、町有施設の民間活用提案で民間の投資を促し、町内経済及び雇用の促進、住宅の確保を図るということであったと理解しています。私としましては、町有施設の民間活用提案は素晴らしいと思うのですが、人手不足の中でしっかりと子育て世代が生活できる安定した給与を確保できる正職員ではなく、パートやアルバイトの方々の比率が高く、中々町内の人口減少対策には結びつきづらいのではないかと考えております。

遊休地をピックアップして興味のある企業と話をするのは良いのですが、町としてこのような業種、業態、あるいは正社員の比率をもっと高めるような伊方町としてこのような企業にきていただきたいというビジョンを明らかにし、それに賛同してくれる会社に来てもらうべきではないかと思います。

以上も踏まえられて、町長ご自身で振り返られて、町有施設の民間活用提案に対する評価、検証はどのようにされておられるか、現状はどのような雇用や住宅利用の成果を上げているか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 1「町有施設の民間活用提案に対する評価・検証について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、私の 2 期目にあたっては「未来への責任」をスローガンに掲げ、人口減少対策や農林漁業、観光、原子力発電所対策など、様々な課題に対して、議員各位をはじめ、職員や関係者と一丸となってスピード感をもって取り組んでまいりました。中でも、人口減少対策は町の喫緊の課題であると捉え、産業・雇用の創出と住宅の確保、そして遊休施設の有効活用の観点から、全ての町有施設を対象に、民間事業者が所有する資金力、経営力及び技術力を活かした提案の募集を行っているところでございます。

この民間活用提案は、町と企業が双方の協議を経て事業化を進めることで、官民連携による住民サービスの向上や賑わいの創出及び新たな雇用の確保に取り組むもので、町が求める提案は、将来性のある提案であること、確実性のある提案であること、自立性のある提案であることを条件としており、町側から特定の業種や業態を指定するのではなく、町が求める条件を満たす提案であれば、審査のうえ採用することとしております。これまでに、町有施設の民間活用提案を通じ、瀬戸農業公園のハウスを活用した藍染め体験施設をはじめ、旧水ヶ浦小学校校舎を活用した

コールセンター、三崎支所の空きスペースを活用した IT 企業、地域振興センターを活用した障害児通所施設、白崎埋立地を活用した民間賃貸住宅を誘致した他、今後は瀬戸球場を活用した冷凍物流倉庫が整備される予定となっております。

雇用につきましては、既に事業開始している賃貸住宅を除く民間企業等では、正社員、パート社員の両方を募集していますが、現在のところ、採用された社員は 25 人で、うち正社員が 6 人、契約社員が 5 人、パート社員が 14 人となっており、議員ご指摘のとおり、契約社員を含むパート社員の全体に占める比率が 76%と高くなっているところでございます。

しかしながら、少しずつではありますが、正社員・パート社員を問わず、採用者数が増えている状況から、着実に雇用に繋がっているものと評価しておりますし、白崎埋立地に誘致した民間賃貸住宅につきましても 10 戸全て入居されている状況であり、人口減少対策において目標に掲げる、産業・雇用の創出と住宅の確保の推進に、確実に結びついていると検証いたしております。

町といたしましては、人口減少対策重点戦略推進会議等により、人口減少対策強化エリアを中心に、地域住民と共に具体的な振興策についてスピード感をもって検討し、町有施設の民間活用提案をはじめ、様々な企業誘致の支援制度を駆使しながら、民間企業等と連携して人口減少対策に資する取組みを、引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程、町長のご答弁にありましたように、私が把握していたものよりも、思ったより、社員さんの割合も多く、雇用に関して凄く成果を上げているんだな、また、住宅の面に関しても全て埋まっているという状況で、町長はじめ職員の皆さん、大変頑張られていらっしゃるのだなというふうに感じました。

今程、ご披露いただいた人数の中で、町内に在住している人はどのぐらいいるのか。また、子育て世代はどのぐらいいるのか。町長の言われる人口増にどのように貢献しているのか。

後、もう 1 つは、私が知っている事例ではあるんですが、例えば、誘致をした企業は IT 企業とかが多いので割合、人件費が高くて条件が良いというところが挙げられると思うのですが、中々人手不足で人口が限られている我が町において、空いている人材というのは少ないわけです。既存の業種で一生懸命育てた人材が、地域の業種に流れてしまって、取り合いが起こっているような状況も一部あるように伺っております。そのような状況についてはどのようにお考えになってまたどのように今後進んでいき、改善していくようにお考えになられておるか、お尋ねをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的な数字につきましては、後程、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。ある程度、子育て世代というところで、貢献はしているのかなというふうな印象は持っております。議員ご指摘のとおり、町内で人材が取り合いという現象は、私も非常に危惧しております。中々募集をしても人が集まりにくいという現象がございます。

今日もニュースで言っていましたけれども、大卒の就職内定率が過去最高、しかしながら、県外へ就職する比率は高くなっているというふうな構造もございます。愛媛県に際してもございます。この伊方町内にどうやって帰っていただくかというのは、町としても非常に大きな課題でございます。

働く場はもちろんですけれども、住む場所、そして、生活環境、医療でありますとか、教育でありますとか、福祉でありますとか、そういった面も整えて初めて町内に人が移り住んでいただけるものというふうに思っております。そういった点で、町としてもそういった総合的な観点から町外から人が帰って、そして、働く場所がありますというまちづくりをやってまいりたいと思います。具体的な数字については、分かっていたら、答弁をお願いいたします。

以上です。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 町内在住者と、それから、そのうちの子育て世代が何名かというところについては、ちょっと正確な数は把握しておりませんので、少し時間をいただければというふうに思います。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 10：53～11：03）

○議長（菊池隼人） それでは、再開いたします。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） お時間いただきまして、ありがとうございます。

1社ちょっと不明なところがあるんですけども、25人のうち11人町内で、子育て世代が6人ということです。ちょっと1社、不明なところがありますので、必要であれば、また、後日お答えいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） ちょっと事前通告していない数字の部分についてお伺いして、議事進行を妨げてしまって大変申し訳ありません。

最初の町長の答弁にありましように、民間活用提案の中で、この瀬戸の農業公園のハウスを活用した藍染め体験が非常に良い事例ではないかなというふうに私は考えています。先程、末光議員が福祉の話もされたんですが、久万高原町にゆりラボという中間支援施設があります。Uターン・Iターンで、ふるさとでスモールビジネスを起こして地域に貢献したいとか、そういう方々を支援するワンストップサービスができる支援施設を、大体この久万高原町が1千万円ぐらいの年間予算を用意して、空き店舗が商店街の中にあるんですけど、それを利用して行っているというものがあります。

1つの成功事例として、看護師の方がUターンをされて、最初地域おこし協力隊で勤務をされたんですが、コミュニティーナースということで、町民の健康維持・管理などを目的に、出張で健康状態を把握したりして、病院とかと連携しながら、コミュニティを築くというような拠点にもなっておりまして、イベント開催などもしておりまして、地域おこし協力隊の出動の場とか移住者の集まる場というふうになっております。そういうふうなUターン・Iターンのふるさと愛を持った人材が町内でスモールビジネスを起こしたいという、そういうニーズにも民間活用提案を利用しながらやっていくことで、一石三鳥的な効果の大きい事業が図れると思います。ぜひこちらでも検討していただきたいと思うのですが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 例を挙げて言っていたいて、ありがとうございます。

久万高原の取組みについては、私も詳しくは知りませんが、聞いたことはございます。

ぜひ勉強していきたいと思ひますし、久万高原に限らず様々な市町村で今知恵の出し合い知恵比べで、良い支援を行っているところもござひます。そういった点は、ぜひ伊方町にも取り入れることができる部分は取り入れていきたいと思ひておりますし、また、議員の皆様方からも具体的なこういった取組みが良いよということがありましたら、ご提案をいただけたら大変ありがたく思ひております。とにかくそれに対しては、積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の大綱1を終わります。

田村議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 第3期高門町政では、原発の避難道、いわゆる命の道である高規格道路の伊方町方面への延伸要望、整備のため頑張っていきたいと町長は町ホームページの就任のご挨拶にて訴えられております。先程も、ご答弁をいただきました。

それは住民の安全安心、命を守るためにとても重要なことだと思います。私も10月に参加させていただいた、第14回全国原子力発電所立地議会サミットでも、交流させていただいている福島原発立地町の議員さん方からも、ご自身の経験から避難道の重要性を特に言われておりました。

それに関連してではないですが、現在、愛媛県と大分県で豊予海峡ルートの推進についての動きが少しずつ水面下で行われていると思います。

伊方町におきましても、東側の高規格道路への避難アクセスはもちろんですが、それとは別に伊方原発西側住民の避難として橋を架けることによって、九州にスムーズに避難できるような状況を作ることも重要であると思います。

また、人口減少、少子高齢化が進む我が町において、架橋により観光需要の増加が見込めたり建設による地域経済への貢献が図れると思います。

何より町民にとって、安全安心を得られることはもちろんのこと、人口減少、少子高齢化で閉塞感が漂う伊方町にとって、将来に夢を抱くこともできる、大型プロジェクトではないかと思います。

そこで、県や国、周辺市町と連携して豊予海峡ルート推進を進めていくべきと思いますが、町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

また、現在、伊方町への高規格道路延伸はどのような状況になっているかもお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱2「避難道と豊予海峡ルートについて」のご質問にお答えいたします。

本年元日に起きました能登半島地震において、集落が孤立する状況を踏まえ、国は半島地域の防災力の強化に乗り出しています。佐田岬半島におきましても大規模災害時には、国道197号線から各集落に繋がる町道や県道が寸断され集落が孤立する事態が十分考えられます。特に原子力災害においては、住民を安全に避難させるための命の道である避難道の重要性を訴え続ける必要がございます。

まず、豊予海峡ルートにつきましては、古くは1965年に第二東西道路構想で提案され、その後1969年の新全国総合開発計画において、九州・四国連絡新幹線鉄道及び九州・四国連絡自動車道の建設構想として、1973年には大阪市と大分市を新幹線で結ぶ基本計画路線として、また1998年には太平洋新国土軸として、更に2015年の第二次国土形成計画においても長期的視点から取り組むルートとして位置付けられるなど、当ルートの重要性は変わることなく認識され続けてきたところでございます。

また、大分市においては、2016年から2021年までの5ヶ年をかけて、豊予海峡ルートがもたらす経済・社会効果等の調査・分析を行い、纏められた検討ルートや概算事業費等について、令和4年6月に開催した議員全員協議会で説明させていただいたところでございます。

本町といたしましても、豊予海峡ルートの実現によって大規模災害発生時の避難ルートの多様性が図られることや九州・四国の一体的な観光圏の形成、また、広域移動が容易に行うことのできる住みやすい地方の実現が期待できることから、積極的に推進すべき施策であると認識をいたしております。関係する各自治体の取組みとしましては、令和２年度に本町を含む南予地域４市５町と大分県の８市１町で愛媛・大分交流市町村連絡会議を発足し、ほぼ毎年、勉強会やシンポジウムを開催している他、スタンプラリーやフォト交流キャンペーン、特産品魅力発信などの各種イベントを通じて、交流人口の拡大や各地域の魅力発信に取り組むなど、相互連携することにより、ルート実現の機運を高める取組みを行っているところでございます。

また、来年１月に、大分県の主催で九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムを、大分市内で開催することとなっておりますので、議員各位におかれても、ぜひご参加していただければと思います。

次に、高規格道路の延伸についてでございます。

八幡浜・大洲自動車道は平成２５年３月に名坂道路２.３km、令和５年３月に八幡浜道路３.８kmが開通し、現在、残りの夜昼道路４.２kmと大洲西道路３.３kmが事業化され、全線開通に向けて進められているところでございます。一方、伊方町への延伸については、今年度、初めて国道１９７号高規格道路建設促進期成同盟会の要望書に将来的な伊方方面への延伸の必要性が明記され、私も上京して、国に要望したところでございます。

これらのルートの実現に向けては、壁は非常に高く、厚いわけですが、半島地域の防災力の向上や地域の活性化のため、地道な努力ではありますが、町民が夢を持って暮らせるまちの実現を目指して、今後とも様々な場面で、声を上げてまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱２の答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱２の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程、豊予海峡ルート、高規格道路、両方とも力強い町長のお言葉をいただき、大変嬉しく思い、安心をした次第でございます。

この２つの事柄を早期実現に至るよう、ますますの関係機関への働きかけをお願いしたいところでございます。

豊予海峡ルートについてですが、大分県は従来から非常に熱心な姿勢で取り組んでいるように受け取っておるのですが、中々愛媛側の熱意と言いますか、そういう機運の盛り上がりが感じにくいということをお聞きします。

例えば、地域おこし協力隊が主体となって昨年から海峡カーニバルということで、こちらでは佐田岬はなはなで多くのイベントを開催し、昨年、観光公社が中心になって港マルシェをやった

ことによる副産物で、町民のイベント企画に対する意欲であるとか、そういうところへの参加の
人材も出来上がってきたところと思います。

伊方町は豊予海峡ルートの推進を、やはり愛媛側の最先端に立って取り組むことが非常に重要
であると考えています。役場の担当課、観光公社、先程申し上げましたように、港マルシェによ
って育ってきた地域住民の人材等と連携しながら、伊方町の独自の呼びかけによって豊予海峡ル
ートの推進についても力強く行っていくべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱 2 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 豊予海峡ルートについては、先程申し上げましたように、もう半世紀以上
の歴史があるわけでございます。今は大分県の方が、議員ご指摘のとおり熱があるというふうに
思いますけれども、以前、1990 年代、80 年代から 90 年代では大分、愛媛、両県とも非常に機運
が高まった時期があったと記憶をしております。両県知事がイギリス・フランスのドーバー海峡
ユーロトンネルの視察に行かれた。私も視察に行きましたけれども、そういった機運の醸成がご
ざいました。

その後、バブルの崩壊と共にこの構想は非常に先細りになってしまった。そして、今の大分の
佐藤知事さんが大分市長になった時に、公約としてこのことを取り上げ、非常に熱心に取り組ん
でいただいている。そういった中で、シンポジウムも 5 回目、6 回目になると思うんですけど
も、私も毎回パネラーとしてお招きをいただいて、出席させていただいております。当町でも 1
回、シンポジウムをやりました。

愛媛側では、正直申し上げまして、今現在のところ四国新幹線構想が先行して、経済界、政界
共にここに力を注力していくのが現状だというふうに思っております。そういった中で、この九
州の玄関口である伊方町の町長として、私は精一杯、豊予海峡ルートに関して知事への要望も何
回かいたしましたし、声を上げ続けてまいりたいというふうに思っております。

中々、国の国家的なプロジェクトの試算で 6,700、800 億円というふうな莫大な費用を要するプ
ロジェクトでありますので、この伊方の町長が云々言うのは、良いのかなというふうな気もいた
しますけれども、やはり今の時点では声を上げ続けるというのが大事だと思っております。

国に行っても、県に行っても、このことは、地元、九州へ繋がる町長として、しっかりと声を
上げ続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱 2 の再々質問は
ありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 自然災害が多発している昨今において、伊方原発を有する我が町にとってやはり九州への安定的な避難を図れる方法というのは非常に重要だと思います。町長も先程言われたように、引き続き熱心に取り組まれるということです。我々もお力添えをしていきたいと思っております。

最近では情報発信の仕方が多様化しておりまして、やはり、デジタル、SNS などを使ったりということが主流になってきております。やはり、中々こういうことに取り組んでいる現状を知らないという町民も多いと思います。色んな情報発信チャンネルを利用しながら、例えばですね、デジタル・アナログを問わずに、小学校や中学校への出前授業などを通じて、今伊方町としてはこういう安全対策に取り組んでいるとか、未来に向けての子ども達への夢を与えるような、そういう発信をぜひ行っていただいて、広く、デジタル・アナログを問わずに、町民に進捗状況を伝えていくような状況を作っていただきたいと思います。

それは、豊予海峡ルート、高規格道路、両方についてでございます。その辺りの町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱 2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 今年の 1 月、2 月の大分のシンポジウムの中で、ちょうど 1 月 1 日に能登半島地震があったものですから、この豊予海峡ルートに関して、防災面での重要性というのも強調させていただきました。まさに今、クローズアップされております、能登半島の防災面という意味で豊予海峡ルートあるいは高規格道路の大分への延伸というのは、私はタイムリーな問題提起だというふうに思っております。

議員ご指摘のように、様々なチャンネルを通じて町民の皆さん方、あるいは対外的に広報していくという部分も大事な部分だと改めて思っております。そういった面でも担当地域の防災対策と絡めて色んな発信の方法を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問、大綱 2 を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問大綱 1 をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告に従って、質問させていただきます。

大綱 1「顔認証の普及と今後の展開について」

伊方町では昨年度からデジタルトランスフォーメーションの推進及び町内経済の活性化を図るため、町民を対象にデジタル商品券を発行し、また、デジタル商品券は顔認証を利用して買い物

ができる仕組みで、お客様、事業者の双方の利便性を向上させることを目的として始められた事業ですが、顔認証の登録者数が約 5 分の 1 程度と伸び悩んでいると聞いております。

私も周りに顔認証を登録されていない方がいれば、便利さと有益さを兼ねているので登録してはどうかと話をする機会も多いのですが、スマホがないと駄目なのではとか、難しそうだからとか、誤った認識をされている方が多く、正しい情報を伝えようとしても、相手に理解してもらえるように伝えることの難しさも痛感しております。

そこで改めて、顔認証の必要性や有益性をどういった方法で説明しているのか、お伺いいたします。

今後、普及させていくためにどういった対策を取られるのか、また、今後の展開をどう進めていくのかをお尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱 1「顔認証の普及と今後の展開について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、昨年度、実証実験を行いながら顔認証技術を活用した DX 基盤を構築し、その第一歩として今年度から、顔認証の登録をされた町民が町内の登録店舗において、デジタル商品券で買い物ができる取組みを行っているところでございます。11 月末時点の登録者数は 2,515 人で、全町民の 3 割以上の方に顔認証の登録を行っていただいております。また、登録店舗数は 24 店舗で更に 1 店舗増える見込みであり、顔認証を活用した買い物の実績は、9 月末時点で総額約 8 百万円となっております。

ご質問の町が行っている普及の取組みですが、顔認証登録について広報誌やホームページに掲載している他、ケーブルテレビで PR 動画を放映し呼びかけております。また、常時、本庁・支所・出張所で登録を受け付けている他、町内の各集会所や企業を訪問し登録を行うと共に、イベント時の出張登録なども実施し、普及に努めてきたところでございます。また、初回登録時に 5 千円のデジタル商品券を支給し、チャージした場合はその金額の 5%を付与するなど、買い物支援を通じて顔認証登録の機運を醸成し、登録者を増やす取組みを行っております。

更に、顔認証登録が、災害時の避難所での本人確認に役立つことを証明し普及促進を図ることとしており、先の原子力防災訓練において、顔認証技術を応用した、避難者の受付業務の実証実験を行い、円滑に受付できることを確認したところでございます。

次に、今後の展開についてでございますが、町といたしましては、顔認証によって町民が様々な行政サービスを受けられ、利便性の向上を実感できる環境を創っていくことを目指しております。このため、高齢者福祉対策として注力しております、集落のグループホーム化の活動の 1 つである健康管理での活用としまして、健康指導や健康づくりイベント等に参加された際に、顔認証で本人確認を行い、健康ポイントを付与し、所定のポイントが貯まるとデジタル商品券に交換

できる取組みを検討したいと考えております。

また、顔認証を活用して、出産世帯にデジタル商品券を給付したり、町内の巡回バスに乗車できるよう検討すると共に、将来的にはマイナンバーカードとの紐付けについて研究したいと考えているところです。町では、今は気付いてなくても、将来、町民の利便性向上のために何か活用できないか常に考え、町民のニーズの把握に努め、最新のデジタル技術等を活用しながら、町民が安心して快適に暮らせるまちづくりに果敢に挑戦してまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 色々広報等、宣伝もされているようですが、機運を醸成するという答弁をいただきましたけども、やはり伝える場所というのを増やしていく必要があるかと思います。先程24店舗でしたかね、登録されているお店があるということですが、まだ、もっと使いやすい、使える場所というのを増やして、登録者数を促していく必要があるのではないかと思います。あるいは、文化祭とかイベント等、人が集まりやすい時に体験してもらって、どういうふうな仕組みで使われているのか、そういうところもぜひやっていただきたいと思います。

健康ポイントを付与して、デジタル商品券に替えられる仕組みがあると言われていましたが、これもう少し詳しくお聞きしたいんですが、どれぐらいのポイントで還元されているのか。凄く良い取組みだと思いますし、災害時にも使いたい。これは、凄い大きなメリットだと思っています。ただ、通信ができない場合ですね。その状況でも顔認証ができるかどうか、併せて、お尋ねしたいと思います。

最後に、使う方のお店側からですね、当初、中々精算までに時間が掛かる。タブレット等機械の不具合、もしくは、上手くスムーズにいかないということで、そういった不満の声を聞きましたが、その後の対応についても、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 具体的なものは、すぐ課長から答弁をさせたいと思いますけれども、いかにこれを普及していくために、利便性を町民の皆さん方に、いかに体感していただくかということに尽きるのだと思います。買物にしても、それぞれのポイントにしても、災害時の対応にしても、様々な場面でこの顔認証を使えば便利だよということを知っていただくためにどうすれば良いかということ、町としてもしっかりと考えてやっていきたいなと思います。

1番多分便利だろうと思っていただけるのは、例えば、救急の時に意識がない、顔が映る機械から顔認証でどこの誰か分かって、それから、どういった病歴を持っている方、どういった薬を貰

ったかということが分かれば、凄く効果があったと認識していただけるのではないかなと。ないことに越したことはないですけども、そういったものを含めて、利便性を町民に体感していただくかというところに注力をしていきたいと思います。具体的な内容については、担当課長の方から答弁させていただきます。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） まず、健康ポイントなんですけれども、実際には行っておりません。これからの課題ということで、紹介をさせていただいたものでございます。

仕組みとしましては、集落のグループホーム化というものが先程から出ていると思いますけどそこに、健康づくりイベントに参加した際にポイントを付けて、それが溜まったらデジタル商品券と交換できるといった仕組みができないかということ、今後できたらなということでございます。

それと、通信につきましては、これ Wi-Fi 環境が必要となってきます。

それから、最後の時間が長くなるということにつきましては、最近なんですけれども、タブレットを新たに購入いたしまして、順次、会計が遅いというところには配布しているところでございます。

以上です。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 健康ポイントに対する商品券に交換の内容ですが、10 ポイントを溜めていただいた方については 1,000 円、20 ポイントを溜めていただきましたら 2,500 円の商品券と交換ということになってございます。

以上です。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 今説明した健康ポイントは、そのポイントを溜めて、今は紙で商品券をお配りしています。それを、デジタル商品券に替えるじゃないかというところでございます。

それから、通信ができない場合というのは、1 番考えておりますのは、地域巡回バス。これが、町内で携帯電話が通じない、通信障害があるところがございます。もし、顔認証で乗車をしていただく場所がそういうところであれば、何か対策ができないかというところを今事業者に投げかけております。認識だけして、通信ができる場所で精算をするとか、色んなことが考えられると思いますので、そこら辺の通信障害があるところに関しての通信環境を整えるということと同時に利便性、それを克服するための方策というのをも併せて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 今、通信ができないところはとりあえず認証だけして、通信ができるところで精算するという答弁でしたが、災害とかの場合、中々通信できるまでに時間が掛かる場合もありますので、そういった時にぜひ利用できるような仕組みというのを作っていただきたいと思います。

また、利便性を向上させる目的で始められている事業ですので、ぜひ還元率ですね、これ今1万円で500円の還元ですが、他のところを見ると、東京とかだと、10%とか15%とか、もう少し還元率が高い商品券を発行しております。一般的に、消費者が購買意欲を高めることをできる還元率というのは、10%から30%だと言われているデータもあるらしく、一方で、30%以上になると、財政にちょっと負担が掛かってくるということですので、ぜひその30%未満での還元を、町も検討していただきたいと思います。

後、アプリで、町民の方からも聞かれる声ですけど、住民票とかも先にアプリで申し込んでおいて、東京とかはしているんですけど、東京の渋谷区でしたかね、LINEで住民票を申請しておいて顔認証で取りに行くという仕組みづくりをしています。そういうのをぜひ行政の手間とか、行ってから申請するのではなくて、あらかじめ住民票を申請して、顔認証で出てくるという仕組みづくりを検討していただきたい。

後は寄附とか、寄附も、ボタンとかがあったら便利だなという声もいただいていますので、ぜひしていただきたいと思います。

後、広めるという点で、これグループホーム化というのもありますし、サークルとか会で集まるところで、会費を集めることにも使えるような仕組みづくりというの、ぜひしていただけたらと思います。中々、多分町民の方からも色んなアイデアがあると思いますので、ぜひ募集しながらその辺を進めていただきたいと思いますので、その辺、最後に町長、答弁お願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 色んなアイデアを出していただいて、ありがとうございます。1つ1つ、これができないか、あれができないかというのを、検討していきたいと思います。

通信環境の整備というのは、この顔認証に限らずその環境について、特に災害時に大事になるのであるわけですので、先般、アマチュア無線の方が来て、アマチュア無線の活用ということも提案いただいております。そういった色んな方法で災害時にすぐ連絡が取れる、状況が確認できる、顔認証でやれば1番良いんですけども、やはり色んなことを含めて検討してまいりたいと思います。

それから、ポイント率のアップ。これは、5%もいわば町民の税金から、使用している方に回させていただいているわけでございます。20%、30%、東京は流石に凄いなと思いますけれど、恐らく商店の方も負担しているんじゃないかなと、想像なんですけれど、そういったことをしていただけるなら、その分、5%よりもアップしてポイント率を上げていくことも考えられるのかなと思いますけれども、その辺はまた検討させていただきたいと思います。

後、諸々色んなご提案をいただきましたけれども、まず、このシステムは今年できて稼働したばかりでございます。改良に改良を重ね、改良するにも経費が掛かるわけでございます。費用対効果を見ながら、本当に役に立つ改良はどんなものかということは常に念頭に置きながら、このシステムの改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問、大綱1を閉じます。

加藤議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは大綱2の「伊方町のワクチン接種に対する助成と取組みについて」お尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会が大きく変化する中で、住民の健康を守るための取組みがますます重要になっております。特に高齢者や基礎疾患を持つ方、そして小児のワクチン接種は重症化予防に不可欠であり、住民の健康を守ることは、町政における重要な課題の1つだと認識しております。

また、RSウイルスワクチンや带状疱疹の重症化を防ぐと言われている水痘ワクチンや带状疱疹ワクチンがあり、成人用肺炎球菌ワクチン等といった多くの予防接種がありますが、伊方町は主要施策に健康増進・活動の推進をしており、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、HPVワクチンを含めワクチン接種に支援されていますが、带状疱疹ワクチンに対する補助がないのはなぜなのかお尋ねします。

また、コロナウイルスワクチンの安全性や有効性に対する不安を持つ人がいるようですが、伊方町ではどのタイプのワクチンを使用し、安心して接種するための情報発信をされているのかお尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 加藤議員の大綱2「伊方町のワクチン接種に対する助成と取組みについて」のご質問にお答えをいたします。

ワクチン接種は感染症の発症や重症化の予防に効果があり、予防接種法により接種することを推奨している定期接種には原則、無料で受けられるA類と一部自己負担のあるB類があります。

一方、法律に規定されていない場合や、対象年齢以外で受ける場合は任意接種となり、予防接種の費用は基本的に全額自己負担となります。

本町では、議員ご紹介のとおり、肺炎球菌ワクチン、HPV ワクチン、65 歳以上の高齢者に対する季節性インフルエンザワクチンなど、13 種類の定期接種を実施しておりまして、このうち一部自己負担のある肺炎球菌・高齢者のインフルエンザ・新型コロナウイルスの各ワクチンにつきましても、その費用の一部を町が独自に助成しております。また、任意接種につきましても、生後 6 か月から 64 歳までのインフルエンザの予防接種に対しては、町単独で助成を行っております。

ご質問 1 点目の「带状疱疹ワクチンに対する補助がないのはなぜか」につきましては、带状疱疹が、予防接種法に規定されていない任意接種でありますことから、本町では助成を行っておりませんが、県内の状況を見てみますと、令和 5 年度に 3 町が、令和 6 年度に 1 町が、50 歳以上の方を対象に生ワクチンに対し 4 千円、不活性化ワクチンは 1 回につき 1 万円の助成を独自に行っております。

この带状疱疹ワクチンにつきましては、厚生労働省が費用を公費で負担する定期接種とし、来年 4 月から、65 歳以上を対象に開始する方向で、近く同省の有識者会議で議論するとの報道がございました。このため、町といたしましては、国の動向や、県内自治体、医療機関の実績などを見据えながら、带状疱疹ワクチンに対する助成について検討してまいりたいと考えております。

ご質問 2 点目の新型コロナウイルスワクチンのタイプと情報発信の方法についてですが、本年 10 月から 65 歳以上の方などを対象に、町内の医療機関において、ファイザー社製のメッセンジャー RNA ワクチンの接種を 3 千円の自己負担で実施しております。

また、町民への情報発信としましては、町の広報誌やホームページで周知した他、接種対象者には 9 月中旬に、ワクチン接種のお知らせと予診票、ワクチンの効果や安全性等を掲載したチラシを送付し、安心して接種していただけるよう努めているところでございます。

以上、加藤議員の大綱 2 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） まず、带状疱疹ワクチンについて、任意接種だから補助ができなかった。

ただ、他の自治体で、3 町でしたかね、3 町 1 市で具体的などころがあるのに、なぜ伊方町はできなかったのかというところが私は凄く気になるところです。

それと、来年 4 月から 65 歳以上ということでしたが、この带状疱疹、水痘ウイルスですね、を保持している方というのは日本人の 9 割近くがコロナワクチンを打たれている。最近では、50 歳代若年層の女性の方も、凄く患者数が増えてきているというデータもあると聞いております。ですので、年齢に限らず、私は国民の健康は国が保証する義務がある、自治体はそういったところの使命があると思っておりますので、ぜひ負担をできるだけしないような方法で、ワクチンを受

けやすくしていただきたい。健康を守っていただいて、いつまでも元気に伊方町で暮らしていただきたいと思っております。

都市部は景気回復していますけど、田舎の方は中々回復が遅れますよね。そうした時に、健康に関する出費というのはどうしても遠ざかる傾向がありますので、そういったところも、町が一步前に出て支援をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺をどうお考えか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱 2、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 加藤議員の带状疱疹ワクチンに対するご質問、ありがとうございます。

答弁でも言いましたように、県内の町を見えますと 4 町で既にやっております。全国を見えますと、約 700 の自治体で独自に助成をしている。このワクチンについては、一部自己負担がある意味必要という現状を踏まえての独自の助成というところでございますので、伊方町としてもしっかりと検討し、対応できるような形が取ればというふうには考えております。

それから、50 歳以上の方を対象に、この带状疱疹ワクチンの接種推奨が呼びかけられているということも承知をしております。そういうようなことも踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱 2 の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） すみません。私、先程ちょっと再質問で聞き忘れたものが、定期接種と任意接種の種類で、一般的に高齢者が受けたら良いと言われている任意接種がどれぐらいあって、接種率という話も聞きたかったのですが、その辺が分からないのでちょっと説明していただきたいのと、町民の方にこういったワクチンはぜひ受けていただきたいというものがあれば、教えていただければと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱 2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 任意接種に関してでございますが、先程副町長の答弁がありましたが、高齢者肺炎球菌、それと季節性インフルエンザ、これが定期接種の B 型になりますので、町も助成をしております。それと、生後 6 ヶ月から高校生、それと 19 歳から 64 歳の季節性インフルエンザ、これも町の方で独自助成して、高校生以下は無料、一般の方は 3 千円、65 歳以上は 1,500 円というふうにしております。

今加藤議員が仰られたように、インフルエンザとかコロナウイルスとか、そういった接種が必要だという案件につきましては、町の方としても補助金を支出して、みんなに受けてもらうようにということです。

以上です。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 11：56～11：57）

○議長（菊池隼人） それでは、再開いたします。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 失礼いたしました。任意接種となるのは、おたふくかぜであるとか、先程言いました带状疱疹、百日咳などがございますが、町として助成しているインフルエンザとか、そういうふうなところ、町としては受けたら良いなと思うところでありまして、後は個人の都合に任せていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問を閉じます。

暫時休憩いたします。

再開は、13時からといたします。

（休憩 11：58～13：00）

○議長（菊池隼人） 定刻となりましたので、再開いたします。

吉川議員より、体調不良により役場内で休みたいとの申し出がありましたので、お知らせをしておきます。

続きまして、木嶋議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。まず最初に、先日あった佐田岬マラソン大会の際には、大変お忙しい中町長、副議長には休日にも関わらず、来賓出席していただきまして、大変盛り上げていただいたこと、そして、千人近いランナーと伊方のPRができたこと、大変嬉しく思い、お礼申し上げます。ありがとうございました。早速、入ります。

第3期高門町政がスタートして2ヶ月が経ちましたが、立候補時における公約、再選後の所信表明等、広報等では書かれておりますが、ご本人の言葉で未だ耳にしておりません。無投票当

選とは言え、ぜひここで全町民にどういうことをしたいのかを、ご本人の言葉で伝えていただき公約通り舵取りができているか、町民にとって住みやすい、住んで良かった伊方町と思っていただけるような町政になっているかを、理事者と議員は両輪で力を合わせてやらなければならないと思っています。

その過程では、それぞれの見解の違いはあって当然で是々非々をしっかりと議論しながら、結果町民のためにやって良かったと言える努力をしたいと思っています。

直接聞くことで熱意の伝わり方も違うはずだと思います。

今回私が特にお尋ねしたいことは、全国の自治体が一様に抱えている課題で、少子高齢化、人口減少対策で伊方町はどのような対策や方向性を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

次に予期できないとは言え、自然災害が起きた時の対策についてですが、よく言われている近い内に起こるであろうと言われる南海トラフ等、本町は特に原子力立地町であるが故の２次災害３次災害に対して、防災対策や防災訓練等をしっかり事前にやらなければならないと思いますが、これについても、町長の見解をお伺いします。

最後に生活の基盤である農林水産業の振興策があれば、ご答弁をおねがいします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱１に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 質問の冒頭で、佐田岬マラソンについて述べていました。開始当初から、木嶋議員は中心となって運営に携わっておられました。その成果が、千人近い参加者を得るということになったわけでごさいます、私からも感謝を申し上げたいと思います。今後とも、お力添えをお願い申し上げます。

それでは、大綱１「３期目の町政運営について」のご質問にお答えをいたします。

私の３期目のスタートにあたり、広報誌やホームページへの掲載、また、今定例会の招集挨拶の中で、所信を述べさせていただいたところでごさいます。具体的な施策の推進については、現行の第２次伊方町総合計画の後期基本計画に掲げ、議会や町民の皆様にお示ししたとおりでごさいます、その施策体系に基づいて各種事業を展開し、更に毎年検証を行いながら新たな取り組みを行っているところでごさいますので、ぜひよくお目通しいただきたいと思います。今後とも、伊方町に住んで良かったと思っていただけるようなまちづくりを行っていきたいと思っていますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、ご質問１点目の少子高齢化及び人口減少対策とその方向性についてです。本町にとりまして人口減少対策は喫緊の課題であり、一昨年の愛媛県の推計では、このまま何もしなければ町の人口が２０６０年には１，８９８人になるという急激な減少傾向を、何としても緩やかなものにするため各種施策に取り組んでいるところでごさいます。

基本目標としましては、１点目は「若い世代が子どもを産み、育てることを選ぶ環境」を作ること。２点目は「若い世代が魅力を感じるしごとを増やす」こと。３点目は「生活の場として選ばれ

る住環境と健康長寿社会」を実現することを掲げ、結婚支援や子育て支援、企業誘致や観光振興、集落のグループホーム化や地域公共交通の充実などに取り組んでおります。

また、今年度から新たに、今後の10年を見据えた、第3次伊方町総合計画を策定することとしており、この計画に併せて、総合戦略や人口ビジョンについても見直し、基本目標を踏襲しながら、具体的な施策・事業を、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問2点目の防災対策についてでございます。本年の能登半島地震をはじめ、4月には県内で最大震度6弱の地震、8月には運用開始以来初めてとなる、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、続けて起きた自然災害によって、現在、住民の防災意識が、前にも増して高まっており、この機運に合わせ、町としましても、様々な災害対策や事業を新たに実施してきたところでございます。具体的には、一次災害対策として、家屋内の耐震シェルター整備支援や空き家解体支援二次災害対策として食糧備蓄や生活用水確保対策、三次災害対策として避難所の間仕切りや段ボールベッド、毛布などの配備の他、今後は主要な避難所となる体育館の空調設備の整備についても検討しているところでございます。

また、今年度は、人権学習会において、避難所における子どもや女性、障がい者や高齢者など災害弱者に対する人権について考える場を新たに設け、災害時の人権意識向上に努めると共に、防災訓練につきましても、毎年行っている原子力防災訓練や地区ごとに行う避難訓練を通じ、住民の防災意識向上に努めているところであります。

最後に、3点目の農林水産業の振興策についてでございます。農・水産業は町の基幹産業であり、その振興は重要な施策の柱であります。農業につきましては、安定した生産体制の整備と農家所得の向上を目標に、国・県の補助事業の積極的な活用はもとより、町独自の補助事業や補助率の上乗せを実施し、愛媛県、西宇和農協と連携しながら農業振興を図ってきたところであり、今後、共選の広域化や町内の柑橘加工施設の整備などにも努めてまいりたいと考えております。

水産業におきましても、新規就業者への支援や資源回復のための調査など、漁家所得の向上に向け、様々な支援を行ってきており、現在、愛媛県漁協三崎支所で取り組んでいる、赤ウニの売り込みについても、町の支援策を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位をはじめ、町民の皆様のご意見やご要望に耳を傾けると共に、事業成果の検証も行いながら、有効な施策の継続と新たな施策の展開を積極的に推進し、既に様々な機会を通じてお伝えしております、私の三期目の目標であります、未来への責任をしっかりと果たしていくように、町が抱える課題への対応を着実に進め、町民の安全安心と町の活性化を図ってまいり所存でございます。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 改めてお聞きさせていただき、私も頑張っ一緒に、町の町民のために一緒にやっていきたいと思ひます。色々ご指導願ひながら取り組んでいきたいと思ひます。

再質問として、実は皆さんご存知とは思ひますけど、昨年度、今年度と2年続けて人口減少対策の取組みに關しての先進地視察を行いました。昨年10月末に長野県箕輪村と、今年度の5月に熊本県菊陽町に行きました。両町村は大変な人口増という日本でも珍しい地域でありまして、熊本県菊陽町につきましては、企業誘致で台湾の世界一と言われる半導体製造のJASMを誘致、これは熊本県全体に経済効果をもたらす効果を生んでいると聞いております。正直言って本当に勉強にはなりましたが、参考にはならないぐらい規模がでか過ぎました。

もう1件の長野県箕輪村は、近隣の市町と協力して自治体の得意分野を出し合いながら、就業場所もたくさんある大きな町には就職の斡旋をし、住居は田舎で空気の良い住宅環境を整えるので我が村にという感じで、協力しながら広域で取り組んでいると報告をいただきました。

伊方町も近隣の八幡浜市、大洲市、西予市など通勤圏内であります。移住促進などを全て伊方町独自でやるのではなく、これは、大変なエネルギーや費用も莫大に掛かる割には、中々成果が伴わないというような、今までの実績のように思ひます。私、瀬戸町に住んでいるもんですから特に旧瀬戸町時代に八西地域で、これまだ西宇和に何町もあった時なんですけど、広域観光協議会というのを設立し、多分今も存続している協会であると思ひます。これは、僕が分かっている範囲では、中々イベントなどに活かせていないものがほとんどで、せっかくある組織を生かしながら、先程言ったような、広域で協力しながら、通年稼働できるような協議会であってほしいなと思っております。町長の見解をお伺ひし、また、防災についてですが、ヘリポートの現状と今後の計画とかがあれば、お聞かせいただければと思ひます。

ちょっと一般質問と違う質問にはなりますが、一緒に再質問の中に入れさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議員研修を通じての所感を述べていただきました。

熊本県と長野県、非常に私も羨ましいところではございます。大きな企業が来るとこれだけ活性化するという熊本県の事例、ただ、熊本県の端の方の町長さんと話をしたんですけども、あそこはますます人が少なくなる。そっちに働き手が取られて、熊本県の中でも、アンバランス化が進んでいくという悩みもお聞かせいただいたこともございます。そういったところも含めて、長野県の事例も含めて、やはり中心地となる部分と共に、我々周辺地域が発展をしていく道筋を模索しなければならないというふうには思っております。

ただ、残念なことに、八幡浜支局管内、内子、大洲、西予市、八幡浜、伊方町、20万人程度の人口であったのが今は12万人程度でございます。今治市が15万人ぐらいあると思ひます。今治市より、この八幡浜支局管内の人口が少ない。そんな状況の中で、特に南予をどうやって活性化

するのかというのは非常に大きな課題、これは県も共通の認識で課題として捉えていただいてございます。

先日、東京のホテルで旅行業者 2、30 社だったと思いますけども、県の主催で集まっていたいて、南予 9 市長の首長が、我が町の観光事業の PR の機会を作ってくださいました。それぞれ特色の内容を持ちまして、例えば、大洲でありましたら、お城に泊まれるでありますとか、肱川鵜飼いですとか、内子の街並み、松野のキャニオニング、宇和島の宇和島城をはじめ歴史、愛南町はシーウォーカーを中心としたダイビング、海を PR、更に、本町、佐田岬半島というところを強調しまして、この半島を歩きましょうというふうなことを言ってきたんですけれども、伊方町にも本当にこれといった目玉が、ぜひ伊方町と言えこれだという観光、あるいは、その目玉はインパクトのあるものが欲しいな、作り上げていかなければならないなということを痛感してまいったわけでございます。

議員ご指摘のとおり、佐田岬広域観光推進協議会で佐田岬サイクリングのようなイベントはやっておりますけれども、先程申しましたような、今後は、南予が一体となって世界に PR をしていく、そういったことも含めて伊方町単独では無理かと思うものでございますので、そういった機会を通じて、伊方町にも少しでも活性化の波が届くように、私も情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

ヘリポートにつきましては、瀬戸の球場につきまして、設計工事費を計上させていただいております。これが完成をしていくと思います。もう 1 点、風の丘パーク、そこにヘリポートをということで、調査をして、ここは大丈夫ということも言っていただいておりますので、ここも併せて、整備をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ありがとうございます。最後に付け足したようにヘリポートことも聞きましたが、お答えいただきありがとうございます。

なんで 1 つ付け足したかと言うと、再々質問の中で、大規模な災害時に大きな離着陸のできるヘリポートが、以前は原子力発電所のそばに 1 箇所だけというようなことをお聞きしました。できたら、もし自然災害があれば、やっぱり原子力発電所のことは切っても切り離せないことだと思います。わざわざその近くへ避難していく人は少ないんじゃないかなと、僕なりに思ったものですから、できることなら発電所より西側の旧瀬戸、三崎のどこかにそういうものを早く設置していただいたり、ヘリポートへのアクセス道路も確保というか、緊急車両が行けるような道を付けていただくようなことをお願いしたいと思って、質問させていただいたような感じです。

中々、これは町だけでは難しいと思うんですが、先程町長も言われたように、国への要望なども強くお願いをしたいと思います。ヘリポートは、今言っていたいたような。

次にもう1つ、一次産業の後継者や、農業に就く方、漁業に就く方に対しても、今までかなり手厚い政策をしていただいておりますが、正直もっともっと掘り下げていただければありがたいと思っておりますので、町長のお気持ちを聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） ヘリポートにつきましては、昨年、内閣府にもお願いをして、それに関する予算というのを付けていただくようになりました。国の方も、この件については、理解を示していただいているなというふうに思っております。

農業、水産業の後継者対策、あるいは振興対策というのは、常日頃から心がけているつもりでございます。なるべく国・県の事業はアンテナを張って漏らさないようにキャッチをして、お金を下ろしていく、それを活用していただく。そして、その網に掛からないものは、伊方町の単独事業としてきめ細やかな対応をしていくという基本的な考え方の中で、しかも、農業者、漁業者にとって自由な使い方をしていただきたいというふうな思いの中で、風力発電の配当金を原資としたある程度自由な形での、小さい額なんですけれども、農業者、漁業者にとって使い勝手の良い事業を町単独としてやっているところでございます。

その他、様々なご要望を現場からお伺いをして、それを行政の運営に反映してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、木嶋議員の一般質問、大綱1を終わります。

木嶋議員、大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 続きまして、大綱2に入らせていただきます。

木嶋議員の大綱2「伊方町不当要求行為等対策条例について」

令和5年7月6日条例第19号が制定されましたが、この条例が制定される前と後で何か変化があったかお尋ねしたいと思います。

あれから1年半程近く経ちましたが変わったことがあれば差し支えない範囲で、具体的に事例をあげ、どの様にして解決に向かったのかお伺いしたいと思います。

制定する際には事例を挙げながら、中途退職・早期退職の原因の1つと言っておられた様な記憶があります。このことが、人口減少や人材不足の要因にならないように、しっかりと機能していることを願っております。

町長の見解をお聞かせください。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱２に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○副町長（濱松一良） 木嶋議員の大綱２「伊方町不当要求行為等対策条例について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、この条例は、町の事務事業に係る不当な要求行為、または、町の職員に対する暴力的行為に対し、組織として毅然と対処すると共に、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、公正な職務遂行の確保と、町民に信頼される行政の実現を図ることを目的としたしまして、令和５年７月に制定されたものでございます。

条例制定前は、数名の特定来庁者が、ほぼ毎週のように来庁され、窓口で長時間滞在することもあり、過度な迷惑行為により、応じた職員が対応に苦慮し疲弊していた事態をなんとか改善するため、町では、その都度、不当要求行為等対策委員会を開催して、対応方針を決定し職員に周知すると共に、必要に応じ、専門の行政調整官が対応にあたるなどの取組みを行ってきたところでございます。

条例制定後は、それまでの対応に加え、具体的な対応マニュアルを作成した他、クレーム対応研修や接遇研修などの各種研修をより一層実施するなど、職員の対応能力の向上に努めております。また、カスタマーハラスメントの防止対策について、相談窓口で啓発チラシを来庁者の目に止まり易く掲示した他、庁舎内に監視カメラを設置し、電話録音機能を新たに加えるなど対策を講じた結果、職員から報告があった不当要求件数は、令和５年度の５８件に対し、今年度は現時点で１件と大幅に減少しているところでございます。

最近では、毅然とした態度で対応する職員が増えてきておりますし、報道等により、カスタマーハラスメントに町民が関心を持っていただき、職員を気遣ってくれる方もおられると聞いております。

次に、中途退職についてですが、昨年度は８名で、今年度は１名でございます。退職の理由は転職や家庭の事情、健康上の理由などもあって、一概には言えませんが、条例制定をはじめ、これまで取り組んできた各種対策により、徐々に改善に繋がっているものと考えております。今後、引き続き議員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、職員一丸となって、不当要求行為そして、カスタマーハラスメントに対しまして、毅然とした態度で臨む所存でございます。

以上、木嶋議員の大綱２に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱２の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ありがとうございます。

今程、副町長さんから報告がありましたように、かなり退職者も減っておるということでは
っております。これも、こういう条例ができた要因の1つかなと思えば、本当にやれてよか
ったなと思っておりますが、先程の答弁の中でも、ほとんどが庁舎内でのことであったように思
いますが、時代の流れでしょうか、何をするにも船出は順風満帆ばかりとはいかないですね。

この条例が制定されたのを知らないのか、または、知っていてあえて逆のことをするのか、分
かりませんが、伊方町のイメージを落とす投稿が今年に入ってから多数 SNS で流れています。

詳しくは言えませんが、少し触れさせていただければ「役場は楽なんかな。」とか「伊方町役場
は、建物は大きいけど何もしない腐った組織。」など、町長に対し、嫌がらせを書き「有罪。犯罪者
〇〇。」と名指しで、その人の生活圏まで脅かす投稿をしたり、「議員の〇〇、くそ。そんな議員
がいるから伊方町自体腐ったやつが多い町なんだよ。」「〇〇ってそんな有名なやつなんだな。」つ
て、笑ってしまうような投稿があることを、町民を守る立場の町長さん、副町長さんはご存知で
したか。

これこそまさしくカスハラで、一刻も早く見つけ出し、今後このようなことが起こらない関係
を作り、伊方町のイメージアップに繋げてほしいと思いますが、町長の見解をお聞かせ願えませ
んか。

毅然とした態度で臨むと所信表明の中にも言われておられたように、捜査をすることを約束し
ていただけないでしょうか。ぜひ伊方を守るためにお願いしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 13：33～13：34）

○議長（菊池隼人） それでは、再開いたします。

只今の木嶋議員の大綱2、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） SNS でそんな投稿があるというのは、私が言われておるのも知っていなかつ
たんですけども、あまりそういうことを一々取り上げると、更に大きくなるという気は一方で
はいたしますが、あまり身に余るような部分、それから、刑事告訴しなければならないものとい
うのがありましたら、毅然とした態度を取っていきたいと思います。

後は、1つ、2つ、3つ、そういった投稿があったからといって、直ちに刑事告訴に向かうとい
うのは、今の現状では難しいのかなという気はいたしております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問は
ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先程、町長の言われたように、まさに仰るとおりで、私も自分で SNS をしておりますが、先程言ったのはほんのごく一部ということと、情報発信者はかなり伊方町の内部のことを知っておられるか、または、凄く関心がある方の投稿のように思い、それと、嘘の個人情報を経済中に流したりする完全な犯罪者であります。

このことは、私自身も八幡浜警察署にも相談に行っており、警察署の方も「未然に防ぐためには、こういうことも皆さんに発信していく方が良いかも知れないですね。」というようなアドバイスをいただきました。ということで、ここに書かせていただいておりますけど、もう 1 度再確認の意味で今後の取組みは町長さん、どういうふうに取り組むのか、もう 1 度お願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 最近特に感じますのは、兵庫県の知事選挙の方を見えますと、多くのメディアとか SNS という形で、何が本当なのか、何が真実なのか分からないような状況になってございます。

特に、SNS の使い方については注意をしていかなければならないし、そういった投稿が目にあまるようであれば、警察と相談ということも考えなければならぬのでございます。木嶋議員からそういう指摘がございました。それがどういった投稿なのか、目に余るものなのかということを確認させていただいて、そして、町として、対応しなければならぬと判断すれば対応いたしますし、中々この問題はあつた SNS の使い方に関しての大きな課題だろうと思います。それに対して、行政がどういった対応ができるのか、できないのかということは常にチェックをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 13：37～13：50）

議案第 87 号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 8「町長の専決処分事項報告について（令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）」）
議案第 87 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 87 号、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 1,528 万 2 千円を追加し、総額を 109 億 5,096 万円とするものであります。

内容は、先の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に係る経費を追加計上したもので、急を要するため、10 月 9 日付けで専決処分したものであります。

歳出については、2 款総務費に総選挙に係る経費 1,528 万 2 千円を計上いたしております。

これに対します歳入として、15 款県支出金、3 項委託金に衆議院議員選挙委託金 1,528 万 2 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 87 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号、町長の専決処分事項報告について（令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号））は、原案のとおり承認されました。

議案第 88 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 88 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 88 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠並びに伊方町特別職報酬等審議会の答申に基づき、本条例中、期末手当の支給割合並びに議員報酬額を改定するものでございます。

改正内容について、1 頁からの新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 4 条第 2 項第 2 号中 100 分の 170 を 100 分の 175 に改正します。

次に第 2 条は、本条例の第 2 条第 1 項中 27 万 2 千円を 33 万 7 千円に、22 万 5 千円を 27 万 1 千円に 20 万 8 千円を 24 万 8 千円に、第 4 条第 2 項第 1 号中 100 分の 170 を 100 分の 172.5 に、同項第 2 号中 100 分の 175 を 100 分の 172.5 に改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 24 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 89 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 89 号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠並びに伊方町特別職報酬等審議会の答申に基づき本条例中、期末手当の支給割合並びに報酬額を改正するものであります。

改正内容について、1 頁の新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 3 条の 2、第 2 項第 2 号中 100 分の 170 を 100 分の 175 に改正します。

次に第 2 条は、本条例の第 3 条の 2、第 2 項第 1 号中 100 分の 170 を 100 分の 172.5 に、同項第 2 号中 100 分の 175 を 100 分の 172.5 に改正します。

また、別表（第 3 条関係）中、78 万 5 千円を 80 万円に、62 万 6 千円を 63 万 8 千円に 55 万 3 千円を 56 万 4 千円に改定します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用いたします。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号

○議長（菊池隼人） 日程第 11「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 90 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 90 号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告により、本条例の給料表並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当等について、金額または支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1 頁からの新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、まず、初任給調整手当を本条例の第 18 条の 3、第 1 項第 1 号中、41 万 5,600 円を 41 万 6,600 円に、同項第 2 号中、5 万 1,100 円を 5 万 1,600 円に改正し、第 18 条の 4 は、2 頁の新旧対照表のとおり、支給額を改正します。

次に期末手当について、第 19 条第 2 項中、支給割合を「12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改正し、第 3 項中 100 分の 122.5 を 100 分の 127.5 に、100 分の 68.75 を 100 分の 71.25 に改正します。

次に勤勉手当について、2 頁及び 3 頁をお願いします。

第 19 条の 4、第 2 項中、「町長が」を削り、同項第 1 号中、支給割合を「12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改正し、同項第 2 号中、支給割合を「12 月に支給する場合には 100 分の 51.25」に改正します。

また、給料表を 3 頁から 18 頁のとおり改正します。

次いで第 2 条、18 頁をお願いします。

本条例の期末手当について、第 19 条第 2 項中の支給割合を 100 分の 125 に、同条第 3 項中、100 分の 127.5 を 100 分の 125 に、100 分の 71.25 を 100 分の 70 に改正します。

19 頁をお願いします。

勤勉手当について、第 19 条の 4、第 2 項第 1 号中の支給割合を 100 分の 105 に、同項第 2 号中の支給割合を 100 分の 50 に改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 90 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号

○議長（菊池隼人） 日程第 12「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 91 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 91 号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告により、本条例の給料表を 1 頁から 12 頁のとおり改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 91 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

議案第 92 号

○議長（菊池隼人） 日程第 13「伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 92 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第 92 号、伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、園児数の減少により、令和 7 年 3 月 31 日付けをもって大浜保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

別表中、閉所する大浜保育所の名称、位置及び定員を削除するものでございます。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 92 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号、伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

議案第 93 号

○議長（菊池隼人） 日程第 14「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 93 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 93 号、伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正前の欄に掲げる規定の下線部分を、改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改めます。

附則において、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 93 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号、伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

議案第 94 号

○議長（菊池隼人） 日程第 15「伊方町地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 94 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 94 号、伊方町地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図るもので、現行の配置基準を原則としたうえで、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、第 1 号被保険者の数に応じて常勤換算方法によることが認められ、複数の地域包括支援センターが担当する地域の高齢者人口を合算して 3 職種を配置することを可能とするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

第 4 条地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数につきまして、下線部分を追加し、常勤換算による配置を認めると共に、新たに同条第 2 項において、複数の地域包括支援センターが担当する区域を合わせて 1 つの区域として、第 1 項に掲げる 3 職種を、複数の地域包括支援センターに配置することにより、それぞれが基準を満たすとするものでございます。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 94 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号、伊方町地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 95 号

○議長（菊池隼人） 日程第 16「伊方町土地開発基金条例を廃止する条例制定について」議案第 95 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 議案第 95 号、伊方町土地開発基金条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本基金については、公共用地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、旧町ごとに基金条例を制定し、現在に至っているものでございます。しかしながら、近年の継続的な地価の下落傾向から、基金の設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、また、今後の活用見込みがないことから、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 95 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号、伊方町土地開発基金条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものがありますが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。13 日から 17 日は、休会。18 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれもちまして散会いたします。
お疲れ様でした。

(閉会時間 14 時 14 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員